



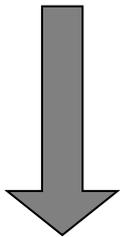
愛知県外の医療機関(国内に限る)や助産所で
妊婦・産後・乳児健康診査、新生児聴覚検査を受けられる方へ

- 愛知県外の医療機関や助産所で妊婦・産後・乳児健康診査・新生児聴覚検査を受けた場合に、市が費用の一部(検査項目などは裏面参照 ※愛知県内の医療機関との委託単価を上限とする)を補助します。保険診療での検査、対象外の検査や投薬にかかった費用は助成していません。
- 県外の医療機関や助産所で受診費用を全額支払った後、保健センターにて請求の手続きが必要です。
- 助産所については、妊婦健康診査の第2・3・5・6・7・9・11・13・14回、多胎第①～⑤回、産後健康診査第1・2回、新生児聴覚検査のみ使用することができます。

●受診から申請まで

◎受診

(愛知県外の
医療機関、助産所)



●健康診査を受ける。

「愛知県外の医療機関及び助産所へのお願い」

「妊婦・産後・乳児健康診査・新生児聴覚検査受診票」を提出し、

「妊婦・産後・乳児健康診査・新生児聴覚検査受診票」裏面の

「健康診査・新生児聴覚検査結果報告書」と

「健康診査・新生児聴覚検査費支払金額」に記入をしてもらってください。

(文書料が発生してしまう場合には、母子健康手帳の健診結果の写し、

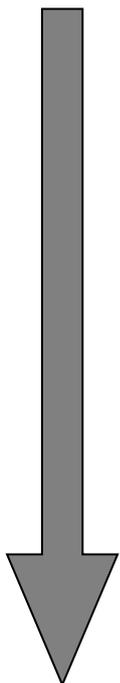
医療機関発行の領収書、診療明細書の添付でも申請できます。)

●健診・検査費用を支払う。

妊婦・産後・乳児健康診査・新生児聴覚検査受診票(健康診査・新生児聴覚検査結果報告書)、医療機関発行の領収書や明細書を受け取る。

◎申請

(保健センター)



*請求手続きは、最終受診後半年以内に行ってくださいようご協力をお願いします。

*医療費控除の確定申告を行う場合は、

それより前に保健センターで申請をしてください。

●持ち物

妊婦・産後・乳児健康診査・新生児聴覚検査受診票

(健康診査・新生児聴覚検査結果報告書)

県外医療機関等受診請求書(※1)

通帳など(口座番号・支店が確認できるもの)

領収書

(領収書の返却をご希望の方は、領収書のコピーと原本をお持ちください。後日返却します。)

診療明細書

母子健康手帳

(※1)県外医療機関等受診請求書記入時の注意点

・県外医療機関等受診請求書の太枠内のみご記入ください。

(申請時窓口で確認をするため申請の日付、請求額は空白にしてください)

・請求書の請求者と口座名義人は同じ人にしてください。

◎支払い

●振込み日の目安は、申請から約1か月後です。通帳記入でご確認ください。